

仕様書

1 事業目的

第5次四国観光交流戦略および機構組織の周知を目的に、パンフレット及び説明資料を作成する。

2 業務名称

一般社団法人四国ツーリズム創造機構パンフレット等制作業務

3 制作様式及び部数（納品物）

- ・パンフレット A4版6面 500部
- ・説明資料 パワーポイントデータ 10ページ程度 PDF化した状態で5MB以内

4 作成内容

（1）項目

- 第5次四国観光交流戦略
- 代表理事あいさつ（パンフレットのみ）
- （一社）四国ツーリズム創造機構の設立理念（パンフレットのみ）
- （一社）四国ツーリズム創造機構 組織体制図
- ロゴマークおよび説明（パンフレットのみ）
- キャッチコピーおよび説明
- 事務所への案内図、アクセスマップ（パンフレットのみ）
- 連絡先（ホームページアドレス等）

（2）留意事項

- ・当機構のコンセプト「四国は一つ」をよく理解し、特定施設や特定地域への利益や誘客につながるような表現・企画は避ける。
- ・パンフレットの色をベースを青色系（清流、瀬戸内海・太平洋、藍染などをイメージ）とする。
- ・新規性を求めるものではないが、デザイン性が向上するのであれば、現行（「第4次四国観光交流戦略」）パンフレットを踏襲する必要はない。
- ・「第5次四国観光交流戦略」の内容は当機構ホームページを参照のこと。

5 納品物、納品先

（1）納品物（再掲）

パンフレット A4版6面 500部

説明資料 パワーポイントデータ 10 ページ程度 PDF 化した状態で 5MB 以内

(2) 納品先

(一社) 四国ツーリズム創造機構

6 著作権について

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の完了後、成果品を当機構に提出し、当機構による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当機構に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に当機構に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (3) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを当機構に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、業務遂行体制を明らかにした書類を提出すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、当機構と綿密な情報交換を行うとともに、当機構の指示に従うこと。
- (3) 当機構から制作物に関する修正や削除などの指示があった場合は、可能な限り速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用してはならない。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、当機構に書面により申請し、承認を得ること。
- (6) 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、当機構と十分協議を行うこと。